

【質問票回答】令和4年度 大田区高齢者等実態調査業務委託の募集について

令和4年5月9日(月)までに受領いたしました「様式3 質問票」について、下記のとおり回答いたします。

NO	質問箇所	質問内容	回答
1	仕様書「6 調査方法」	東京共同電子申請・届出サービスを使用した電子申請による回答について、WEB回答フォーマットは区が作成するという考えでよろしいでしょうか。また、電子申請による回答は、CSV等のデータで頂けるということでしょうか。	原則、委託者(区)が作成、設定等の作業を行いますが、調査票の作成と連動した電子申請内容の確認や操作性の確認などの一部作業についてご協力を願うことがあります。また、提供ファイルのデータ形式は「csv」もしくは「excel」形式での出力となります。
2	仕様書「6 調査方法」	仕様書「6 調査方法」について、「東京共同電子申請・届出サービスを使用した電子申請(パソコン・スマートフォン)による回答」とありますが、こちらの回答画面の作成・設定等の作業については、受託者にて実施する必要がありますのでしょうか。	原則、委託者(区)が作成、設定等の作業を行いますが、調査票の作成と連動した電子申請内容の確認や操作性の確認などの一部作業についてご協力を願うことがあります。
3	仕様書「12 調査票の授受」	仕様書「12 調査票の授受」について、窓口にて直接手渡しで受け取る以外に、郵送等(費用は受託者の負担)での受け取りを行うことは可能でしょうか。	窓口での受け渡しを基本としますが、郵送(送料受託者負担の宅配便等)による受け渡しも可能です。
4	仕様書「12 調査票の授受」	仕様書「12 調査票の授受」に記載されている、「未把握・一人暮らし高齢者訪問調査」の調査票について、分量はどの程度をご想定されているのでしょうか。ページ数・設問数をご教示いただくか、あるいは見本をご提示いただきたく存じます。なお、全設問数のうち、自由記述中心の設問数についても別途ご教示いただけますと幸いです。	設問数は全部で13問となり、そのうち自由記述を求める設問は5問です。現時点では、設問内容は前回調査時と同等を想定していますので、設問数・設問内容については「令和元年度大田区高齢者等実態調査報告書」中の「第6章 未把握ひとり暮らし高齢者訪問調査結果」をご参照ください。報告書は大田区ホームページからもご覧いただけます。 (https://www.city.ota.tokyo.jp/kuseijoho/ota_plan/kobetsu_plan/fukushi/koreih_kaigoh/r01_koureisya-jittai-tyousa.files/6_R1chousa_chapter6.pdf) ※自由記述を求めている設問には「自由回答」との表記をしていますが、設問5-1は自由記述となりますが「自由回答」表記が漏れているのでご注意ください。

【質問票回答】令和4年度 大田区高齢者等実態調査業務委託の募集について

NO	質問箇所	質問内容	回答
5	仕様書「17 高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進会議等」	仕様書「17 高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進会議等」に記載されている、3回の会議について、受託者はこのすべてに出席し、議事録作成等を行うことが求められるのでしょうか。 また、本プロポーザルの実施スケジュールを踏まえると、受託者の決定から第1回会議(令和4年6月下旬)までの期間が短くなっておりませんが、第1回会議については受託者にて資料を準備する必要はないと理解してよろしいのでしょうか。	原則、全3回の会議に出席し、議事録を作成いただきます。なお、議事録作成については、「大田区高齢者等実態調査」に係る議案部分のみで結構です。 また第1回会議については、契約締結後から会議開催日までに間がないため、多大な作業量を要する資料作成をお願いすることは想定していませんが、企業概要やこれまでの調査実績など受託者について紹介する資料の作成などをお願いする場合があります。 なお、第1回会議については現在のところ7月中旬に開催が変更となる予定です。
6	その他	本プロポーザルのほか、「大田区地域福祉計画実態調査業務」と「大田区障がい者実態調査業務」が同時に公募されており、貴区ホームページ上には「各計画にそれぞれ申し込むことも可能」と記載されていますが、他の計画策定に向けた調査業務と合わせて応募することにより、本プロポーザルにおける評点が加点されることはあるのでしょうか。 また、他の計画のプロポーザルに応募しないことにより、本プロポーザルにおける評点が減点されることはあるのでしょうか。	他の調査業務に応募する或いは応募しないことで、評価の加点、減点を行うことはありません。
7	その他	本プロポーザルのほか、「大田区地域福祉計画実態調査業務」と「大田区障がい者実態調査業務」が同時に公募されており、貴区ホームページ上には「各計画にそれぞれ申し込む場合は、各計画ごとに担当者を置いてください」と記載されていますが、こちらの「各計画ごとの担当者」の意味として、「各計画の主担当者は兼任不可、責任者やその他の作業担当者は兼任可」と理解してよろしいのでしょうか。あるいは、「責任者及び業務の遂行に携わるすべての担当者について別々の人員を配置する必要がある」ということを指すのでしょうか。	計画ごとに担当者を置いていただくことを定めた趣旨は、担当者が兼任となることで、それぞれの調査業務執行に支障が生じることのないようにというものです。委託者の想定としては、主担当は兼任不可とし、責任者やその他の作業担当者については、業務執行に支障がない限り兼任を可能とします。

大田区福祉部 高齢福祉課計画担当
大田区福祉部 介護保険課計画担当